

防衛装備庁訓令第36号

防衛装備庁における原価監査事務に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁における原価監査事務に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 要原価監査契約（第3条－第7条）

第3章 原価監査の実施等（第8条－第12条）

第4章 原価監査の報告及び審査（第13条－第15条）

第5章 雑則（第16条－第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛装備庁における中央調達（装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛

庁訓令第4号。以下「調達実施訓令」という。)第3条に規定する装備品等及び役務の調達をいう。)に関する契約に係る原価監査に関する事務(以下「原価監査事務」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 長官 防衛装備庁長官をいう。
- (2) 担当官 支出負担行為担当官(会計法(昭和22年法律第35号)第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。)又は分任支出負担行為担当官(同条第5項に規定する分任支出負担行為担当官をいう。)をいう。
- (3) 地方防衛局等 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局、沖縄防衛局、東海防衛支局、長崎防衛支局、郡山防衛事務所、宇都宮防衛事務所、舞鶴防衛事務所、岐阜防衛事務所及び玉野防衛事務所をいう。

- (4) 原価監査官 地方防衛局の内部組織等に関する訓令（平成25年防衛省訓令第32号）に規定する原価監査官をいう。
- (5) 地方防衛局長等 地方防衛局等の長をいう。
- (6) 契約条項等 契約条項及びその他の契約関係書類をいう。
- (7) 仕様書等 装備品等の標準化に関する訓令（昭和43年防衛庁訓令第33号）第3条第4号に規定する仕様書（役務契約にあっては役務の内容を示す文書）及び仕様書を補足する細部資料をいう。

第2章 要原価監査契約

（契約締結の通知）

第3条 調達事業部長は、原価監査を行う契約（以下「要原価監査契約」という。）が締結された場合には、契約書の副本を添えて、速やかに調達管理部長に通知するものとする。要原価監査契約の内容の変更があったときも、同様とする。

（原価監査実施要領の作成）

第4条 調達管理部長は、前条の規定により通知を受けた場合には、当該契約に係る原価監査の範囲、原価監査の期間その他必要な事項を記載した原価監査実施要領を速やかに作成するものとする。

(原価監査の通知)

第5条 調達管理部長は、前条の規定により原価監査実施要領を作成した場合には、原価監査を行う契約、原価監査の担当区分その他必要な事項を記載した原価監査担当区分通知書(「区分通知書」という。次条において同じ。)を作成し、契約書の副本、原価監査実施要領その他必要書類(以下「契約書の副本等」という。)を添えて、速やかにこれを所掌の地方防衛局長等に送付するものとする。

(原価監査の指令)

第6条 地方防衛局長等は、前条の規定により区分通知書の送付を受けた場合には、速やかに当該区分通知書に基づき、当該地方防衛局等に所属する原価監査官及びその他の職員(以下「地方原価監査官等」という。)に原価

監査を命ずるため、原価監査を行う契約、原価監査の範囲その他必要な事項を記載した原価監査指令書を作成し、原価監査指令書に前条の規定により送付を受けた契約書の副本等を添えて、原価監査の指令を行うものとする。

- 2 前項の規定は、地方原価監査官等に原価監査を命じた後に原価監査指令書の変更を行う場合について準用する。

(原価監査の特例)

第7条 調達管理部長は、調達事業部において原価監査を行うことが適当と認める場合には、調達事業部に所属する職員（以下この条及び次条において「職員」という。）に原価監査を命ずるため、原価監査を行う契約、原価監査の範囲その他必要な事項を記載した原価監査指令書を速やかに作成し、契約書の副本等を添えて、これを職員に交付することにより原価監査の指令を行うものとする。

- 2 前項の規定は、職員に原価監査を命じた後に原価監査指令書の変更を行う場合について準用する。

第3章 原価監査の実施等

(原価監査計画書の作成)

第8条 第6条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により原価監査の指令を受けた地方原価監査官等(以下「指令を受けた地方原価監査官等」という。)及び前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により原価監査の指令を受けた職員(以下「指令を受けた職員」という。)は、原価監査を計画的、能率的に行うために必要な事項を記載した原価監査計画書を作成し、指令を受けた地方原価監査官等にあつては地方防衛局長等の、指令を受けた職員にあつては調達管理部長の承認を受けるものとする。

2 前項の規定は、指令を受けた地方原価監査官等又は指令を受けた職員(以下、「原価監査官等」という。)が、原価監査計画書の変更を行う場合について準用する。

(原価監査の実施)

第9条 原価監査官等は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、原価監査計画書について地方防衛局長等又は調達管理部長の承認を受

けた場合には、当該原価監査計画書に基づき、原価監査を実施するものとする。

(管轄区域外における原価監査の実施)

第10条 地方防衛局長等は、原価監査の対象である契約相手方の事務所、工場等が他の地方防衛局等の管轄区域である場合には、契約書の副本等を添えて、当該管轄区域を管轄する地方防衛局長等に文書をもって当該管轄区域における原価監査の実施を依頼するとともに写しを調達管理部長に送付するものとする。

2 第6条、第8条及び前条の規定は、前項の規定により依頼を受けた場合について準用する。この場合において、第6条第1項中「前条の規定により区分通知書の送付を受けた場合には、速やかに当該区分通知書」とあるのは、「第10条第1項の規定により依頼を受けた場合には、速やかに当該依頼」と読み替えるものとする。

(原価監査実施における疑義)

第11条 指令を受けた地方原価監査官等は、原価監査の実施に当たり契約条項等、仕様書等及び原価監査実施要

領に定める事項について疑義が生じた場合には、当該疑義について文書をもって地方防衛局長等に報告するものとする。ただし、指令を受けた職員にあっては、当該疑義に関する指示を求める文書を作成し、調達管理部長に送付するものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の報告を受けた場合には、内容を検討し、必要があると認めるときは、当該疑義に関する指示を求める文書を担当官（調達管理部長気付）に送付するものとする。

3 調達管理部長は、第1項ただし書及び前項に規定する当該疑義に関する指示を求める文書の送付を受けた場合には、調達事業部長と調整の上、当該疑義に関する指示を記載した指示書を作成し、担当官の承認を受けて地方防衛局長等又は指令を受けた職員に送付するものとする。

4 地方防衛局長等は、前項の規定により指示書の送付を受けた場合には、当該指示書を指令を受けた地方原価監査官等に交付するものとする。

（契約条項に定める債務の不履行）

第12条 原価監査官等は、原価監査の実施に当たり、契約相手方が原価監査の実施について規定した契約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又は当該契約条項に定める債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合には、その旨を調達管理部長に通知するものとする。ただし、指令を受けた地方原価監査官等にあつては、地方防衛局長等を経て調達管理部長に報告するものとする。

2 調達管理部長は、前項の規定により通知又は報告を受けた場合には、調達事業部長に通知するとともに長官に報告するものとする。

第4章 原価監査の報告及び審査

(原価監査報告書の作成等)

第13条 原価監査官等は、原価監査を完了した場合には、原価監査を行った契約、原価監査の結果その他必要な事項を記載した原価監査報告書を作成し、必要な書類を添付の上、指令を受けた地方原価監査官等にあつては地方防衛局長等に、指令を受けた職員にあつては調達管理

部長にそれぞれ提出するものとする。

- 2 地方防衛局長等は、前項の原価監査報告書の提出を受けた場合には、当該原価監査報告書の内容を確認し、調達管理部長に送付するものとする。ただし、第10条第1項の規定により依頼を受けた他の地方防衛局等が行った原価監査に係る原価監査報告書については、原価監査の実施を依頼した地方防衛局長等にこれを送付するものとし、当該実施を依頼した地方防衛局長等は、その内容を確認の上、これを調達管理部長に送付するものとする。

(原価監査報告書の審査)

- 第14条 調達管理部長は、前条の規定により原価監査報告書の提出又は送付を受けた場合には、その内容について審査するものとする。

- 2 調達管理部長は、前項の審査に当たり疑義があると認める場合には、地方防衛局長等又は原価監査官等に意見を求めるものとする。

(原価監査報告書の報告)

- 第15条 調達管理部長は、原価監査報告書の審査を終了

した場合には、当該報告書を調達事業部長に送付するものとする。

2 前項の原価監査報告書の送付を受けた場合には、担当官に報告するものとする。

第5章 雑則

(原価監査報告書以外の報告)

第16条 原価監査官等は、原価監査の実施中において、契約相手方に対し重要な事実を発見し又は知り得た場合には、速やかに担当官（調達管理部長気付）に報告するものとする。

(原価監査事務に関する協力)

第17条 調達管理部長、調達事業部長及び地方防衛局長等は、原価監査事務の円滑な業務処理を図るため、相互に協力を行うものとする。

(委任規定)

第18条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、調達管理部長又は調達事業部長がそれぞれの所掌について別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令に基づき別に定める細部実施要領等で規定される別記様式は、当分の間、原価監査事務に関する達（平成25年装備施設本部達第49号。以下「監査事務達」という。）に規定された別記様式（別記様式第15号及び第16号を除く）を適宜修正して使用することができる。
- 3 この訓令の施行の日前に、監査事務達に規定されていた別記様式により既に送付又は提出された書類等については、この訓令の規定により防衛装備庁に提出されたものとみなす。
- 4 この訓令の施行の日前に、監査事務達の規定により行われた手続は、別段の定めのあるものを除き、この訓令の規定により行われた手続とみなす。
- 5 監査事務達の施行の日前に原価監査を行うこととして

契約を締結したものについては、原価監査事務に関する達（平成18年装備本部達第49号。以下「旧監査事務達」という。）に規定された別記様式（別記様式第13号、14号を除く。）を適宜修正して使用することができる。

6 この訓令の施行の日前に、旧監査事務達に規定されていた別記様式により既に送付又は提出された書類等については、この訓令の規定により防衛装備庁に提出されたものとみなす。

7 この訓令の施行の日前に、旧監査事務達の規定により行われた手続は、別段の定めのあるものを除き、この訓令の規定により行われた手続とみなす。